

埼玉県LINE公式アカウント多言語化に係る友だち追加推進業務委託
提案仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

埼玉県LINE公式アカウント多言語化に係る友だち追加推進業務委託

2 業務目的

災害や避難行動、防災等の情報にアクセスしにくい外国人の逃げ遅れ・混乱等を防ぐため、本県では、令和7年度に埼玉県LINE公式アカウント「埼玉県庁」（以下「県公式LINE」という。）の一部機能を多言語化し、外国人住民向けに防災・災害情報等を迅速に提供できるようシステムを改修することとしている（令和8年2月リリース予定）。

本業務では、多言語版システムのリリースに合わせ、県公式LINEの多言語版を県内の外国人住民に対して広く周知するとともに、県公式LINE（多言語版）に友だち追加を推進するためのプロモーションやキャンペーン事業等を行う。なお新たに追加した言語は下表のとおり。

No.	言語名称
1	中国語
2	ベトナム語
3	英語
4	韓国・朝鮮語
5	ネパール語
6	ポルトガル語
7	インドネシア語
8	ミャンマー語
9	タイ語
10	スペイン語
11	ベンガル語
12	モンゴル語
13	トルコ語
14	クメール語
15	やさしい日本語

3 事業期間（予定）

委託契約締結日（令和8年1月上旬予定）から令和8年3月23日（月）まで

4 企画提案業務内容等

県公式LINE（多言語版）の友だち追加を推進するために効果的な以下業務に係る企画を提案し、提案された当該業務を実施すること。

（１）必須提案業務

ア 県公式LINE（多言語版）の友だち追加を推進するための「LINE広告」等SNSを活用した効果的なプロモーション業務を提案すること。

なお、提案にあたっては次の内容を記載した具体的な提案とする。

（ア）「LINE広告」等SNSに係る具体的な実施手法

（イ）広告ターゲット

（ウ）広告規模（掲載言語、掲載回数、掲載期間等）

（エ）広告費用

（オ）想定する広告効果

（カ）その他

イ 上記アの提案内容に沿ったラフデザイン案を２種類（単に規格サイズ等が異なるデザインは、同一デザインとする。）以上作成し、提案すること。

ウ ターゲットの使用する言語、SNS等を考慮したうえで、最適な広報戦略を立てること。

エ 「LINE広告」等SNSによる広告費用は委託事業費総額の４割以内とすることが望ましい。

（２）追加提案業務

「４ 企画提案業務内容（１）」に記載する「LINE広告」等SNSのほか、本事業効果を高められる効果的な業務内容を企画提案すること。

また、「企画提案募集要項」に記載する予算額内において提案業務数に制限はない。

なお、提案にあたっては次の業務内容を記載した具体的な提案とする。

（ア）具体的な実施手法

（イ）ターゲット

（ウ）実施規模（使用言語、実施回数、実施期間等）

（エ）費用

（オ）想定する効果

（カ）その他追記する内容

【参考：本県が想定する提案業務の一例】

① SNS・バナー広告用のデザインを制作し、外国人住民の閲覧が多いサイトやアプリケーション（Instagram、TikTok、Facebook等）へ掲載するなどの広報を行う。

② 県公式LINE（多言語版）友だち登録者に抽選でコバトンLINEスタンプ

を贈呈する等啓発品を用いて新規利用者の獲得を促進する。

- ③ 外国人住民に影響力のあるインフルエンサー等を活用し効果的な広報を行う。
- ④ 県公式LINE（多言語版）を周知するためのポスター・チラシ・ステッカー等を制作し、県内の公的施設、商業施設、駅構内、日本語学校、輸入食材店及び外国料理店等に配布する。

（３）その他業務

ア 業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール、詳細等を示した実施計画を策定し、県の承認を得ること。

なお、実施する業務内容については、事業者から提案された内容をもとに県と協議のうえ決定する。

イ 本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。

また、受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

ウ スケジュールに基づき進捗状況を適宜県に報告すること。

エ 不可抗力の事由により期間が変更になる場合は別途協議を行うものとする。

（４）業務報告

受託者は事業の結果を取りまとめた業務完了報告書を作成し、契約終了後、検査を受けること。

ただし、本事業で活用するための成果物については、完成後直ちに納品すること。

提出先は、「埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-1 5-1 埼玉県県民生活部国際課多文化共生担当」とする。

５ 企画提案にあたって

提案仕様書「４ 企画提案業務内容等」に記載する企画提案にあたっては、以下の内容を踏まえた効果的なものとする。

なお、本業務を実施するにあたり、必要な経費は全て見積額に含めることとする。

（１）目標友だち数

県公式LINEの多言語版に係る令和 7 年度末時点の目標友だち数は 1 万人であることから、目標値の到達に向けた取り組みを行うこと。

（２）主な利用者

現行の県公式LINEは日本語のみであるが、多言語化の改修により、やさしい日本語を含む 15 言語で防災・災害情報等の受信が可能となる。本業務のターゲットは、主に県内に在住する外国人住民とすること。

（３）事業開始時期

令和 8 年 2 月初旬に、県公式LINEの多言語版リリースを予定している。その 2 週

間程度前から事業を開始すること。なお、具体的な日程については県と協議のうえ決定すること。

6 業務実施上の留意点

詳細は、委託契約書に定めるものとする。

(1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

(2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。

(5) 本業務に関して、受託者が本県のために新たに作成したデータ、画像ファイル等の著作権については、本県に帰属するものとする。

また、本県及び本県が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しないこと。

(6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(8) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。

連絡・問合せ先

埼玉県県民生活部国際課多文化共生担当

電話：048-830-2717

E-mail：a2705-03@pref.saitama.lg.jp